

協定項目 2.2 - 6 国際交流、広域交流事業の取扱いについて
(第 2 回会議資料 7.1 ページ)

協定項目 No. 2 2 - 6 国際交流、広域交流事業の取扱い

事務事業名	都幾川村	玉 川 村	調 整 方 針 等	調整結果
1 国際交流 に関する事 務	【負担金】 ・日本国際連合協会埼玉 県本部	該当なし	国際交流に関 する事務の負担 金については、合 併時まで調整 する。	日本国際連合 協会に引き続き 加盟する。

協定項目 2.2 - 7 消防、防災事業の取扱いについて

(第 2 回会議資料 7.3 ページ)

協定項目 No.22- 7 消防、防災事業の取扱い

事務事業名	都幾川村	玉 川 村	調 整 方 針 等	調整結果
消防団に関する こと	【定員数】 1 0 5 人 【組織数】 2 分団 【詰め所数】 7 か所 【消防車両】 ポンプ車：4 両 タンク車：2 両 小型動力ポンプ積載 車：1 両	【定員数】 7 0 人 【組織数】 3 分団 【詰め所数】 3 か所 【消防車両】 ポンプ車：2 両 タンク車：1 両	2 村に設置され ている 消 防 団 は、合併時に再 編する。	【定員数】 1 7 5 人 【組織数】 5 分団 【詰め所数】 1 0 か所 【消防車両】 ポンプ車：6 両 タンク車：3 両 小型動力ポンプ 積載車：1 両 平成 17 年 11 月 に比企広域市町 村圏組合消防団 の設置等に関す る条例の一部改 正が予定されて いる。それによ り、平成 18 年 2 月 1 日から「都 幾川消防団」及 び「玉川消防団」 の管轄エリアが 「都幾川村全 域」「玉川村全 域」から「とき がわ町全域」に 再編される。 なお、平成 18 年 4 月 1 日から 「都幾川消防

事務事業名	都幾川村	玉 川 村	調 整 方 針 等	調整結果
2 防災会議	委員定数：26 人以内	委員定数：26 人	防災会議については、合併時に再編する。	団」及び「玉川消防団」は「ときがわ消防団」に再編され、その際に役員数、組織体制等も見直される予定である。 委員定数：28 人以内
3 災害対策本部	設置基準：有 設置場所 都幾川村役場	設置基準：有 設置場所 玉川村役場	災害対策本部については、合併時に再編する。	地域防災計画により定める。 なお、策定までの間は、2 村の設置基準を統合し新町の組織に応じ設置する。 本部は、ときがわ町本庁舎とする。

協定項目 2 2 - 1 1 介護保険事業の取扱いについて

(第 3 回会議資料 3 1 ページ)

協定項目 No.22-11 介護保険事業の取扱い

事務事業名	都幾川村	玉 川 村	調 整 方 針 等	調整結果
1 介護保険事業計画 に関すること。	【名称】 都幾川村介護保険事業計画 （第2期） 【策定期】 平成15年3月 【計画時期】 平成15年4月から 平成20年3月まで	【名称】 玉川村介護保険事業計画 （第2期） 【策定期】 平成15年3月 【計画時期】 平成15年4月から 平成20年3月まで	第3期介護保険事業計画については、合併翌年度当初に再編する。	2 村の策定委員会が合同で、計画策定を進める。 【名称】 ときがわ町介護保険事業計画 【策定期】 平成18年3月 【計画期間】 平成18年4月から 平成22年3月まで
2 介護保険料の賦課及び納期に関すること。	【保険料】 第1段階 16,600 円 第2段階 24,800 円 第3段階 33,100 円 第4段階 41,400 円 第5段階 49,700 円 【納期月】 第1期 4月 第2期 6月 第3期 8月 第4期 10月	【保険料】 第1段階 15,200 円 第2段階 22,800 円 第3段階 30,400 円 第4段階 38,100 円 第5段階 45,700 円 【納期月】 第1期 7月 第2期 9月 第3期 11月 第4期 2月	第3期介護保険事業計画による第1号被保険者保険料については、合併翌年度当初に再編する。 第1号被保険者保険料の普通徴収に係る納期については、7月から2月の8期とし、合併翌年度当初に再編する。	上記策定委員会にて協議する。 【納期】 第1期 7月 第5期 11月 第2期 8月 第6期 12月 第3期 9月 第7期 1月 第4期 10月 第8期 2月

事務事業名	都幾川村	玉 川 村	調 整 方 針 等	調整結果
4 介護システムの改修	第5期 12月 第6期 2月 普通徴収に対する仮算 定を実施（4月から8月）、 本算定（10月から） 平成18年度から介護保険 制度が大幅な改正がされ新制 度に変更されるため、システ ム改修が必要になってくる。 過去の制度改正において は、システムの改修・追加を 行うことで、対応できたが、 新制度に対しては、全面的な 改修となるため、現在使用し ている機器及びソフトでは、 新システムに対応できない。	平成18年度から介護保険 制度が大幅な改正がされ新制 度に変更されるため、システ ム改修が必要になってくる。 過去の制度改正において は、システムの改修・追加を 行うことで、対応できたが、 新制度に対しては、全面的な 改修となるため、現在使用し ている機器及びソフトでは、 新システムに対応できない。	介護システムについては、 合併翌年度当初に再編する。	国の仕様が示されるのが、平成18 年3月予定のため、機器の準備を1 月に行い、3月に改修を行う。

協定項目 2.2 - 1.2 保健、医療事業の取扱いについて

(第3回会議資料35ページ)

協定項目 No.22-12 保健医療事業の取扱い

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等	調整結果
1 予防接種事業 (7)周知方法	個別通知 あり	個別通知 あり	合併時に再編する。	周知方法 健康カレンダー (保健事業一覧表)の全戸配布及び個別通知、小中学生には学校に配布
(9)BCG(乳幼児)	【実施方法】 個別接種 【実施回数】 個別：通年 【場所】 個別：委託医療機関	【実施方法】 個別接種 【実施回数】 個別：通年 【場所】 個別：委託医療機関	合併時に再編する。 結核予防法の改正により、平成17年度より、ツ反廃止、BCG接種のみとなるため、個別接種の方向で調整中	【実施方法】 個別接種 【実施期間】 通年 【場所】 委託医療機関 (結核予防法の改正により、平成17年度から集団接種は廃止された。)
(10)二種混合(児童)	【実施方法】 個別接種及び集団接種 【実施回数】 個別：8月～通年 集団：1回 【場所】 個別：委託医療機関 集団：保健センター	【実施方法】 個別接種及び集団接種 【実施回数】 個別：9月～10月 集団：1回 【場所】 個別：委託医療機関 集団：保健センター	合併時に再編する。	【実施方法】 個別接種及び集団接種 【実施回数】 個別：通年 集団：1回 【場所】 個別：委託医療機関 集団：保健センター

事務事業名	都幾川村	玉 川 村	調 整 方 針 等	調整結果
(11)日本脳炎（児童・生徒）	【実施方法】 個別接種及び集団接種 【実施回数】 個別：6月～通年 集団：2回 【場所】 個別：委託医療機関 集団：保健センター	【実施方法】 個別接種及び集団接種 【実施回数】 個別：6月～7月 集団：2回 【場所】 個別：委託医療機関 集団：中学校及び保健センター	合併時に再編する。	法改正により、中学生の接種は廃止、ワクチン改良中のため、小学生の接種も休止中
2 乳幼児(母子)関係事業 (3)育児学級	【名称】 子育て教室、ベビーサロン、開放日 【対象者】 乳幼児 【回数】 子育て教室：年3回 ベビーサロン：月1回 開放日：月2回	【名称】 子育て教室 子育て開放日 【対象者】 1～3歳児 就学前乳幼児と親 【回数】 年6回 週1回	合併時に再編する。 子育て教室 新たに再編 ベビーサロン （都幾川村に合わせる。） 開放日 都幾川村のみ月2回	【名称】 子育て教室 乳幼児相談 （ベビーサロンと開放日を統合） 【対象者】 町内在住の0～3歳児(兄弟姉妹の参加可) 【回数】 子育て教室：年6回 乳幼児相談：月1回
(4)離乳・幼児食教室	【対象者】 4～10か月児・1歳6か月児・2歳6か月児・3歳6か月児 【回数】	【対象者】 4か月児・10か月児・1歳5～8か月児・3歳4～6か月児 【回数】	合併時に再編する。 （乳幼児健診児と同時に実施）	【対象者】 乳児診断・幼児診断の保護者 【実施日】

事務事業名	都幾川村	玉 川 村	調 整 方 針 等	調整結果
(7)1歳6か月児健診	月1回 【対象者】 1歳6～7か月児 【回数】 年6回 2歳児・3歳児健診と同時実施	年8回 【対象者】 1歳5～8か月児 【回数】 年4回 3歳児健診と同時実施	合併時に再編する。	乳幼児健診時 【対象者】 町内在住の1歳6～7か月児 【回数】 年6回 3歳児健診と同時実施
(8)2歳児健診	【対象者】 2歳6か月児 【回数】 年6回 1歳6か月児・2歳児健診と同時実施	【対象者】 2歳1～7か月児 【回数】 年2回	合併時に再編する。	【対象者】 町内在住の2歳4か月～7か月児 【回数】 年4回
(9)3歳児健診	【対象者】 3歳6～7か月児 【回数】 年6回 1歳6か月児・2歳児健診と同時実施	【対象者】 3歳4～6か月児 【回数】 年4回 1歳6か月児健診と同時実施	合併時に再編する。	【対象者】 町内在住の3歳5～6か月児 【回数】 年6回 1歳6か月児健診と同時実施
(12)新生児、産婦家庭訪問	【方法】 村保健師による家庭訪問	【方法】 村保健師による家庭訪問 助産師による家庭訪問	合併時に再編する。	【方法】 保健師による家庭訪問 助産師による家庭訪問（年3回）

事務事業名	都幾川村	玉 川 村	調 整 方 針 等	調整結果
8 健康教育、健康 相談 (1) 健診後の健康 相談（健康度評価 事業）	【対象者】 全出生児とその産 婦	【対象者】 全出生児とその産 婦	合 併 時 に 再 編 す る。	【対象者】 全出生児とその産 婦のうち希望者
	【対象者】 住民健診・女性総 合健診の結果、生 活習慣を改善する 必要が認められる 者 【方法】 個別相談 【実施期間】 5 日間	【対象】 ミニ人間ドックに おいて「要指導」 と判定された者、 その他生活習慣行 動の改善が必要と 認められる者 【方法】 個別相談 【実施期間】 2 日間		【対象】 基本健診受診者 【方法】 個別相談 【実施期間】 6 日間
(3) 転倒予防教室	【対象者】 60 歳以上 【講師】 運動指導士等 【回数】 年 26 回 【内容】 転倒予防体操・マ シーントレーニン グ	【対象者】 65 歳以上 【講師】 運動指導士 【回数】 年 5 回 【内容】 転倒予防体操・ス トレッチ・ウオー キング	合 併 時 に 再 編 す る。	【対象者】 町内在住の 6 0 歳 以上 【講師】 運動指導士 【回数】 年 2 クール各 1 3 回 【内容】 転倒予防体操・マ シーントレーニン グ・バランス訓練
(4) 糖尿病教室	【対象者】 基本健康診査で、 糖尿病	【対象者】 基本健康診査受診 者で、血糖値と A1c が D 判定以上	合 併 時 に 再 編 す る。	【対象者】 基本健康診査受診 者で、血糖値と A1c が D 判定以上

事務事業名	都幾川村	玉 川 村	調 整 方 針 等	調整結果
(5)骨粗しょう症教室(運動・栄養)	【内容】 集団教室 全4回 該当なし	の者 【内容】 個別+集団 全4回 【対象者】 骨密度測定の結果「要指導・要精検」のうち希望者 【内容】 運動・栄養指導 【講師】 運動指導士・栄養士 【回数】 年2回	合併時に再編する。	の者 【内容】 集団 全4回 【対象者】 骨密度測定の結果「要指導・要精検」のうち希望者 【内容】 運動・栄養指導 【講師】 運動指導士・栄養士 【回数】 年2回
(6)生活習慣病予防教室	【対象者】 住民 【内容】 個別指導 (保健師・栄養士)	【対象者】 ミニ人間ドックにおいて「要指導」と判定された者、その他生活習慣行動の改善が必要と認められる者 【内容】 個別指導 (医師・保健師・栄養士)	合併時に再編する。	【対象者】 基本健診の結果、糖尿病の疑いのある方、高脂血症の方 【内容】 集団
(7)ミニ・デイサービス	【対象】 地区住民 【会場】		合併時に再編する。	【対象】 概ね65歳以上地区住民 【会場】

事務事業名	都幾川村	玉 川 村	調 整 方 針 等	調整結果
	地区集会場 【内容】 運動、手芸等			地区集会場 【内容】 健康チェック、転倒予防体操、手芸等 【回数】 年 2 0 回
(9)健康クッキング講座	該当なし	【対象者】 希望者 【内容】 調理実習・健康教育 【回数】 年 4 回	合併時に再編する。	【対象者】 町内在住の希望者 【内容】 テーマに基づいた調理実習 【回数】 年 4 回
11 訪問指導	【対象】 健康診査の事後指導の必要者。高齢者（寝たきり、単身、世帯） 【スタッフ】 保健師	【対象】 療養上の保健指導が必要な人・家族、 【スタッフ】 保健師	合併時に再編する。	【対象】 健康診査の事後指導の必要者。療養上の保健指導が必要な人・家族。 【スタッフ】 保健師
(3)ふれあいサロン	【対象】 障害者	【対象】 障害者	合併時に再編する。	【対象】 精神障害者で症状の安定している者、知的・身体障

事務事業名	都幾川村	玉 川 村	調 整 方 針 等	調整結果
	【内容】 畑作業・昼食作り 【回数】 月 1 回 【参加費】 300 円	【内容】 畑作業・昼食作り 【回数】 月 1 回 【参加費】 100 円		害者 【内容】 集団活動 【回数】 月 1 回

協定項目 2.2 - 1.3 障害者福祉事業の取扱いについて

(第3回会議資料5.1ページ)

協定項目 No.22-13 障害者福祉事業の取扱い

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等	調整結果
1 障害児(者)生活 サポート事業	障害者及びその 家族の介護需要に 対してサービスを提供する民間サービス団体の運営に要する経費を助成する。 【対象者】 ・身体障害者 ・知的障害者 ・障害児 【年間利用時間】 ・150時間を上限 【負担割合】 ・運営費補助として1時間当たり1,900円 ・県費 1/2 (1,050,000円が限度) ・村費 1/2 【利用料助成】 利用者負担が1時間当たり300円になるよう助成する。ただし、1時間当たりの助成額の上限は650円まで。	障害者及びその 家族の介護需要に 対してサービスを提供する民間サービス団体の運営に要する経費を助成する。 【対象者】 ・身体障害者 ・知的障害者 ・障害児 ・精神障害者 【年間利用時間】 ・150時間を上限 ・重度心身障害児については、300時間を上限 【負担割合】 ・運営費補助として1時間当たり1,900円 ・県費 1/2 (1,050,000円が限度) ・村費 1/2 【利用料助成】 利用者負担が1時間当たり300円になるよう助成する。ただし、1時間当たりの助成額の上限は650円まで。	障害児(者)生活 サポート事業については、合併翌年度当初に再編する。	障害者及びその 家族の介護需要に 対してサービスを提供する民間サービス団体の運営に要する経費を助成する。 【対象者】 ・身体障害者 ・知的障害者 ・障害児 ・精神障害者 【年間利用時間】 ・150時間を上限 【負担割合】 ・運営費補助として1時間当たり1,900円 ・県費 1/2 (1,050,000円が限度) ・町費 1/2 【利用料助成】 利用者負担が1時間当たり300円になるよう助成する。ただし、1時間当たりの助成額の上限は650円まで。

事務事業名	都幾川村	玉 川 村	調 整 方 針 等	調整結果
2 障害者ホームヘルプサービス事業	入浴介助、食事の世話、被服の洗濯、住居の掃除、身の回りの世話、各種の相談・助言。 派遣回数・時間数・サービス内容等は、対象者や世帯の状況による。 【対象者】 ・身体障害者 ・知的障害者 ・障害児 ・難病患者 ・寝たきりの状態、日常生活に支障がある 65 歳以上の者のいる世帯	なお、障害児が利用の場合は 0 円から 300 円の負担とする。 【登録者数】 16 年度 38 人 入浴介助、食事の世話、被服の洗濯、住居の掃除、身の回りの世話、各種の相談・助言。 派遣回数・時間数・サービス内容等は、対象者や世帯の状況による。 【対象者】 ・身体障害者 ・知的障害者 ・障害児 ・難病患者 ・判定が「自立」の 65 歳以上の介護を必要とする老人 ・子育て家庭	障害者ホームヘルプサービス事業については、合併翌年度当初に再編する。	入浴介助、食事の世話、被服の洗濯、住居の掃除、身の回りの世話、各種の相談・助言。 派遣回数・時間数・サービス内容等は、対象者や世帯の状況による。 【対象者】 ・子育て家庭 ・難病患者 (身体障害者、知的障害者、障害児は支援費制度へ移行。寝たきりの状態、日常生活に支障がある 65 歳以上の者のいる世帯は介護保険制度へ移行。判定が「自立」の 65 歳以上の介護を必要とする老人は高齢者生活指導員派遣事業で対応できるため、子育て家庭及び難病患者のみを対象としたホームヘルプ事業として

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等	調整結果
3 障害者スポーツ・レク交流会	【利用者負担額】 ・1時間当たり 0円から950円 【負担割合】 ・国 1/2 ・県 1/4 ・村 1/4 【利用者数】16年度 0人 (社協で実施)	【利用者負担額】 ・1時間当たり 0円から300円 【負担割合】 ・国 1/2 ・県 1/4 ・村 1/4 【利用者数】16年度 0人 バスハイク 16年度実績 介護者付5組7人参加	障害者スポーツ・レク交流会については、合併翌年度当初に再編する。	実施する。) 【利用者負担額】 ・1時間当たり 0円から300円 【負担割合】 ・国 1/2 ・県 1/4 ・町 1/4 社会福祉協議会の事業として実施する。
	5 重度心身障害者自動車等燃料費助成事業 重度心身障害者の日常生活の利便を図るため、自動車等の燃料費の一部を助成する。 【対象者】 ・身体障害者手帳1～3級 療育手帳 A～B 【助成の額】 (1) 燃料1リットルにつき60円とし、1か月の対象料は、自動車30リットル、バイク5リットルを限度とする。	重度心身障害者の日常生活の利便を図るため、自動車等の燃料費の一部を助成する。 【対象者】 ・身体障害者手帳保持者 ・療育手帳保持者 ・精神障害者保健福祉手帳保持者 【助成の額】 (1) 燃料1リットルにつき50円とし、1か月の対象料は、自動車36リットル、バイク5リットルを限度とする。	重度心身障害者自動車等燃料費助成事業については、合併翌年度当初に再編する。	重度心身障害者の日常生活の利便を図るため、自動車等の燃料費の一部を助成する。 【対象者】 ・身体障害者手帳1～3級 ・療育手帳 A～B ・精神障害者保健福祉手帳1・2級 【助成の額】 (1) 燃料1リットルにつき60円とし、1か月の対象料は、自動車30リットル、バイク5リットルを限度とする。

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等	調整結果
6 心身障害者福祉 タクシー利用料助 成事業	(2) 自動車とバイクの重複助成は行わない。 福祉タクシーとの重複不可	(2) 自動車とバイクの重複助成は行わない。 福祉タクシーとの重複不可		(2) 自動車とバイクの重複助成は行わない。 福祉タクシーとの重複不可
	【負担割合】 ・県費 1 / 3 ・村費 2 / 3	【負担割合】 ・県費 1 / 3 ・村費 2 / 3		【負担割合】 ・県費 1 / 3 ・町費 2 / 3
	【登録者数】 16年度 69人	【登録者数】 16年度 85人		
	心身障害者の日常生活の利便を図るため、福祉タクシー利用料の一部を助成する。	心身障害者の日常生活の利便を図るため、福祉タクシー利用料の一部を助成する。	心身障害者福祉タクシー利用料助成事業については、合併翌年度当初に再編する。	心身障害者の日常生活の利便を図るため、福祉タクシー利用料の一部を助成する。
	【対象者】 ・身体障害者手帳保持者 ・療育手帳保持者	【対象者】 ・身体障害者手帳保持者 ・療育手帳保持者 ・精神障害者保健福祉手帳保持者		【対象者】 ・身体障害者手帳保持者 ・療育手帳保持者 ・精神障害者保健福祉手帳保持者
	【助成額】 ・初乗り運賃を助成 ・月換算で3枚(年間36枚)助成	【助成額】 ・初乗り運賃を助成 ・月換算で3枚(年間36枚)助成		【助成額】 ・初乗り運賃を助成 ・月換算で3枚(年間36枚)助成
	【負担割合】 ・県 1 / 3 ・村 2 / 3 自動車等燃料費助成事業との重複不可	【負担割合】 ・県 1 / 3 ・村 2 / 3 自動車等燃料費助成事業との重複不可		【負担割合】 ・県 1 / 3 ・町 2 / 3 自動車等燃料費助成事業との重複不可

協定項目 2.2 - 1.4 高齢者福祉事業の取扱いについて

(第3回会議資料58ページ)

協定項目 No.22-14 高齢者福祉事業の取扱い

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等	調整結果
1 高齢者保健福祉計画に関すること	【名称】 ・都幾川村高齢者保健福祉計画 【策定期間】 ・平成15年3月 【計画期間】 ・平成15年4月から平成20年3月まで	【名称】 ・玉川村高齢者保健福祉計画 【策定期間】 ・平成15年3月 【計画期間】 ・平成15年4月から平成20年3月まで	高齢者保健福祉計画については、合併翌年度当初に再編する。	【名称】 ・ときがわ町高齢者保健福祉計画 【策定期間】 ・平成18年3月 【計画期間】 ・平成18年4月から平成23年3月まで
2 高齢者慶祝事業	長寿祝い金 【名称】 ・都幾川村長寿百歳祝金 【支給対象者】 ・住所を有している期間が1年以上の百歳の方 【支給額】 ・居住期間が 30年以上の方 20万円 30年未満の方 10万円 【支給方法】 ・百歳の誕生日に村長が自宅	長寿祝い金 【名称】 ・玉川村長寿百歳祝金 【支給対象者】 ・住所を有している期間が1年以上の百歳の方 【支給額】 ・居住期間が 30年以上の方 20万円 30年未満の方 10万円 【支給方法】 ・百歳の誕生日に村長が自宅	高齢者慶祝事業については、合併翌年度当初に再編する。	長寿祝い金 【名称】 ・ときがわ町長寿百歳祝金 【支給対象者】 ・住所を有している期間が1年以上の百歳の方 【支給額】 ・居住期間が 30年以上の方 20万円 30年未満の方 10万円 【支給方法】 ・百歳の誕生日に町長が自

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等	調整結果
	を訪問する。 【根拠条文等】 ・ 都幾川村長寿百歳祝金支給に関する条例 敬老年金 【名称】 ・ 敬老金 【支給対象者】 ・ 毎年 9 月 1 5 日現在で満 7 5 歳に達している者で、同日現在引き続き都幾川村に 1 年以上現実に居住していることが明らかである者 【支給額】 ・ 7 5 歳以上 8 0 歳未満 5 , 0 0 0 円 ・ 8 0 歳以上 8 5 歳未満 7 , 0 0 0 円 ・ 8 5 歳以上 9 0 歳未満 1 0 , 0 0 0 円 ・ 9 0 歳以上 1 0 0 歳未満	を訪問する。 【根拠条文等】 ・ 玉川村長寿百歳祝金支給に関する条例 敬老年金 【名称】 ・ 敬老金 【支給対象者】 ・ 毎年 9 月 1 日に本村に住所を有し、その翌年の 4 月 1 日現在で満 7 5 歳以上である者で、かつ、本村に 1 年以上現実に居住することが明らかである者 【支給額】 ・ 7 5 歳以上 8 0 歳未満 5 , 0 0 0 円 ・ 8 0 歳以上 8 5 歳未満 8 , 0 0 0 円 ・ 8 5 歳以上 9 0 歳未満 1 0 , 0 0 0 円 ・ 9 0 歳以上 1 0 0 歳未満		宅を訪問する。 敬老年金 【名称】 ・ 敬老金 【支給対象者】 ・ 毎年 9 月 1 日現在で満 7 7 歳、満 8 8 歳、満 9 9 歳である者で、同日現在引き続きときがわ町に 1 年以上現実に居住していることが明らかである者 【支給額】 ・ 7 7 歳：1 0 , 0 0 0 円 ・ 8 8 歳：2 0 , 0 0 0 円 ・ 9 9 歳：3 0 , 0 0 0 円

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等	調整結果
3 配食サービス事業	20,000円 ・100歳以上の者 30,000円 【支給申請】 ・新規（75歳）の方のみ申請書の提出が必要 【支給方法】 ・敬老会の席上で手渡しする。 【根拠条文等】 ・都幾川村敬老金支給条例 栄養バランスのとれた食事を提供することで、食生活の改善及び健康増進を図るとともに、安否確認を行う。 【支給対象者】 ・65歳以上の独居者又は高齢者世帯で、心身の障害及び疾病により調理が困難な者	15,000円 ・100歳以上の者 20,000円 【支給申請】 ・新規（75歳）の方のみ申請書の提出が必要 【支給方法】 ・敬老会の席上で手渡しする。 【根拠条文等】 ・玉川村敬老金支給条例 在宅の高齢者等で、日常生活に支障のある者に対し、配食サービス事業を行うことにより、食生活の改善と健康の増進を図り合わせて安否の確認を行う。 【支給対象者】 ・65歳以上のひとり暮らしの者 ・65歳以上の高齢者世帯であって、支援が必要な状態にある者 ・40歳以上65歳未満の者	配食サービス事業については、合併翌年度当初に再編する。	【支給申請】 申請不要 【支給方法】 ・敬老会の席上で手渡しする。 栄養バランスのとれた食事を提供することで、食生活の改善及び健康増進を図るとともに、安否確認を行う。 【支給対象者】 ・65歳以上の独居者又は高齢者世帯 ・40歳以上65歳未満の心身障害者で支援が必要な者 ・上記に掲げる者のほか、町長が特に必要と認めた者

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等	調整結果
4 在宅介護支援センター事業	在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、高齢者及び家族の介護等に関するニーズに対応した各種の保健・福祉サービスが、総合的に受けられるよう関係機関との連絡調整等実施する。 【配食日】 ・昼食のみ ・週5回以内で1日1食とする。 【費用】 ・1食800円とし、自己負担は200円とする。 【設置数】 1 か所 ・地域型支援センター (都幾川村在宅介護支援センター)	で、心身に障害を有し、支援が必要な者 ・上記に掲げる者のほか、村長が特に必要と認めた者 【配食日】 ・昼食のみ ・月曜～土曜日の昼食 【費用】 ・1食700円とし、自己負担は200円とする。 在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、高齢者及び家族の介護等に関するニーズに対応した各種の保健・福祉サービスが、総合的に受けられるよう関係機関との連絡調整等実施する。 【設置数】 1 か所 ・地域型支援センター (玉川村在宅介護支援センター)	在宅介護支援センター運営事業については、合併翌年度当初に再編する。	在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、高齢者及び家族の介護等に関するニーズに対応した各種の保健・福祉サービスが、総合的に受けられるよう関係機関との連絡調整等実施する。 【配食日】 ・昼食のみ ・月曜～土曜の昼食 【費用】 ・1食800円とし、自己負担は200円とする。 【設置数】 1 か所 ・地域型支援センター (ときがわ町在宅介護支援センター)

事務事業名	都幾川村	玉川村	調整方針等	調整結果
				センター) 地域包括支援センターへ 移行する法改正が見込まれ ている。(17年度中)